

船舶事故等調査報告書

平成24年6月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第23号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年11月22日 09時30分ごろ	
発生場所	兵庫県姫路市男鹿島東岸 男鹿島灯台から真方位050° 900m付近 (概位 北緯34° 39.8′ 東経134° 35.4′)	
事故等調査の経過	平成24年2月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	石材採取運搬船 第三十八芳成丸、488トン 132320、日本機動建設株式会社、日芳建設株式会社（船舶借入人）	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	船尾船底部に破孔及び凹損、推進器翼に曲損	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、石材約1,500tを積載し、船首約3.5m、船尾約5.0mの喫水で男鹿島東岸において満載状態で離岸作業中、平成23年11月22日09時30分ごろ浅所に乗り揚げた。</p> <p>本船は、機関を中立にして点検したところ、船尾船底部に直径約2cmの破孔が生じ、海水が流入していたので木栓を打ち込み、姫路市家島港へ帰港した。</p> <p>船長は、岸壁付近の水深を確認していなかった。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の初期</p>	
その他の事項	船長は、岸壁付近に浅所があることを知っていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、男鹿島東岸において満載状態で離岸作業中、船長が岸壁付近の水深を確認していなかったことから、男鹿島東岸の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が、男鹿島東岸において満載状態で離岸作業中、船長が岸壁付近の水深を確認していなかったため、男鹿島東岸の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浅所が存在する場所では、潮汐を調査し、喫水と水深の確認を行うこと。 	